

# 船橋都市計画参考図



種類	項目名称	内容
都市計画区域		船橋都市計画区域
区域区分		市街化区域
用途地域		第一種低層住居専用地域
	建ぺい率	50
	容積率	100
地域地区	絶対高さ	10
	高度地区	該当なし
	高度利用地区	該当なし
	特定街区	該当なし
	防火・準防火地域	該当なし
	風致地区	該当なし
	駐車場整備地区	該当なし
	臨港地区	該当なし
生産緑地地区	該当なし	
促進区域		該当なし
都市施設	交通施設	該当なし
	公園・緑地	該当なし
	処理施設	該当なし
	市場・火葬場	該当なし
市街地開発事業 地区計画等		該当なし
その他の情報	津波災害警戒区域	市内全域なし
	土砂法による制限	危機管理課問合せ
	建築基準法22条区域	建築基準法22条区域
	急傾斜地崩壊危険区域	該当なし
	造成宅地防災区域	市内全域なし
	宅地造成工事規制区域	該当なし
	景観計画区域	景観計画区域(市内全域)

- 都市計画区域(船橋市全域)
- 市街化区域(用途地域がある区域と同じ)
- 第一種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域
- 第一種高度地区(最高限)20m
- 第一種高度地区(最高限)31m
- 第二種高度地区(最高限)20m
- 第二種高度地区(最高限)31m
- 防火地域
- 準防火地域
- 高度利用地区・特定街区
- 臨港地区
- 風致地区
- 生産緑地地区
- 駐車場整備地区
- 促進区域
- 都市計画道路・駅前広場等
- 都市高速鉄道
- 公園・緑地
- 汚物処理場・ごみ焼却場・ごみ処理場
- 下水処理場・市場・火葬場
- 土地区画整理事業・新住宅市街地開発事業
- 市街地再開発事業

- 地区計画等
- 宅地造成工事規制区域
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 容積率
- 建ぺい率

本図は都市計画法等関係法令の法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用できません。  
 以下のことをご理解のうえ土地利用計画の参考としてください。  
 ・測量誤差及び複写によるひずみを含みます。  
 ・事業着手時に改めて行う測量が優先されます。  
 ・都市計画道路に近接して建築物を計画する際は、都市計画道路から50cm程度の離隔の確保が必要です。  
 ・用途地域等の境界については、都市計画課職員までお問い合わせください。

この測量成果は、国土地理院長の承認および助言を得て同院所管の測量成果(基本電子基準点)を使用して得たものです。  
 (承認番号)令3関公第162号

**都市計画決定情報時点: 令和5年3月10日**  
**印刷日: 令和5年11月20日**